

随時に受け付ける巡視船艇等建造に係る技術審査について

令和7年9月2日
装備技術部船舶課

海上保安庁が調達を行う巡視船艇等の建造契約を希望する事業者の技術審査については、「船舶又は船舶用機器等の調達に関する技術審査実施要領及び基準」（以下「審査基準」という。）に基づき定期的又は随時に申請書を受け付けていおり、巡視船艇の建造実績がない事業者であっても「設計及び製造技術に関する調書」を提出することにより技術審査を受けることができます。

審査基準及び同調書作成に必要な資料は、下記問合せ先で配布致します。（調書作成に必要な資料は、調書作成後に回収致します。また、同資料の受領に関しては秘密保持に関する誓約書等の提出を求めます。）

その他不明な点については、下記問合せ先にお問合わせください。

記

1. 技術審査を行う区分

多目的巡視船（31,000 トン型）

ヘリコプター搭載型（6,500 トン型）巡視船

ヘリコプター搭載型（6,000 トン型）巡視船

大型巡視船（3,500 トン型）

大型巡視船（1,000 トン型）

500 トン型巡視船

180 トン型巡視船

30 メートル型巡視艇

23 メートル型巡視艇

20 メートル型巡視艇

18 メートル型巡視艇

2. 申請書の受付期間

随時

3. 「設計及び製造技術に関する調書」作成に必要な資料の配布期間

随時

4. 問合せ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部船舶課

（03）3591-6361 内線4420、4421、4422